

大学対抗交渉コンペティションと法教育—概要

大阪大学教授 野村美明『法の支配』146号 39-48頁(2007年)

経済のグローバル化や規制緩和が進み、各国経済が相互に依存し合う度合いが増えるにつれて、国家同士や企業同士が友好的な交渉で物事を決める機会がますます増加している。大学対抗交渉コンペティション(Intercollegiate Negotiation Competition=INC) (以下では「交渉コンペ」という)は、大学、企業および法曹が協力して交渉や仲裁を学ぶ学生に他流試合の場を設けることにより、学習のインセンティブを高め、大学における交渉教育を促進しようという新しい試みであり、2002年から毎年東京で開催されている。

交渉コンペを通じて大学における法教育を眺めると、色々なことがわかってくる。

第1に、本番に向けての準備や他大学との仲裁や交渉の対戦において、実定法の解釈だけでは得られない「創造的法解釈」の重要性を学ぶことができる。法曹として新しい事案や困難な事案に対応するためには、今「ある法」の教育だけでは不十分である。

第2に、学生は、交渉コンペで仲裁や交渉を疑似体験し、実務家の評価を受けることによって、法学が実践的な説得の技(art)であるとことに気づく。交渉においても仲裁においても、重要なことは説得すべき相手があるということである。正確で緻密な法律論が相手を説得できるとは限らないのである。

第3に、法科大学院や公共政策大学院の発足によって、大学間競争による優秀な学生および教員の囲い込みの弊害も懸念されている。しかし、真に国際的に通用する高度な能力を持った人材を養成するためには、意欲のある学生と意欲のある教員が大学の壁や国境を越えて相互交流することが不可欠である。

第4に、交渉コンペは、法および公共政策の教育における産学官連携の新しい姿を示している。多様な組織の多様な経験を有する実務家によるレベルの高い献身的な指導は、大学教育に多大な刺激を与えてくれている。企業や官庁や大学に就職した過去の参加者が、若手審査員として交渉コンペに協力してくれるようになったのは、交渉コンペが大学と社会との教育循環の仲介役を果たしているといえる。

第5に、学生も教員も、新しい取引や未経験の紛争に取り組むためには、異なる学部や学部と大学院の学生間での共同が効果的であることを実感している。多様な学生が長期間ともに準備したり、多様なチームが密度の高い二日間を共に過ごしたりする経験は、学生だけではなく指導教員や審査員にも新しい法教育の必要性和可能性を実感させるのである。